

登別市議会基本条例に係る議員自己評価表

条例の理解と遵守の推進、及び条例に基づくより活発な議員・議会活動を推進するため、設問文は、原則として、条例に則して表現している。なお、設問の一部において、将来の議員・議会活動に向け、現状での目指すべき思いを表現として加えている。

【自己評価の基準】

◎:達成し、さらに取り組んでいる。

○:概ね達成している。

△:取り組んではいるが、改革の余地がある。検討しているが、実行に至っていない(構想段階)。

×:取り組んでいるとは言えない。取り組んでいない。

【 記入： 年 月 日 】

				氏 名
条 項	自己評価	設	問	
第1条 (目的) 【議会の一員】	◎		次の2項目の評価は、第2条以下の項目を評価した後にすること。	
	○		①議会は、「活力あるまちの実現」と「市民福祉の向上」に貢献するため、条例に基づいた活動をしたか。また、条例の目的を果たしたか。【議会の一員】	
	△		②「活力あるまちの実現」と「市民福祉の向上」に貢献するため、条例に基づいた活動をしたか。また、条例の目的を果たしたか。【議員自身】	
	×		(コメント欄)	
第2条 (議会の活動原則) 【議会の一員】	◎		議会は、市民の代表機関として、市民に親しまれ、わかりやすい、開かれた議会運営をめざし、次に掲げる原則に基づき積極的に活動したかを問います。	
	○		①議会は、市民参画の促進を図るため、情報公開と説明責任を果たしたか。	
	△		②議会は、市民との協働による議会活動の展開を図るため、市民との議論の場を設け、提案・提起等に繋がる取り組みをしたか。	
	×		③議会は、論点及び争点を明確にした議論をしたか。	
	◎		④議会は、議員間の討議を深める中で、合意形成をめざす議会活動をしたか。	
	○		⑤議会は、議案の審議を常任委員会を中心に進めたか。	
×		(コメント欄)		
第3条 (委員会の活動) 【委員会の一員】	◎		委員会は、市民との協働にふさわしい委員会活動及び運営をめざすため、次に掲げることを行ったかを問います。	
	○		①所属する委員会は、目的を明確にした市民との意見交換会をしたか。	
	△		②所属する委員会は、市民との意見交換会の報告書を作成し、活動に活かしたか。	
	×		③所属する委員会は、議会サポーターに参考意見を求めたり、意見交換をしたりし、活動に活かしたか。	
	◎		④所属する常任委員会は、先進地視察による事例などを参考にし、政策提案・提起等をしたか。	
	○		⑤所属する常任委員会は、市民の意見を把握し政策提案・提起等をしたか。	
×		⑥所属する委員会は、政策提案等も含めた活動目標を掲げた年間活動計画を策定し、活動し、それらを市民に公表したか。		
×		(コメント欄)		
第4条 (議員の活動原則) 【議員自身】	◎		議員は、議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、安心して暮らせるまちづくりのために、次に掲げる原則に基づき活動したかを問います。	
	○		①市民が求める政策要望を把握し、市民の代表として相応しい議員活動をしたか。	
	△		②資質向上に努めたか。	
	×		③前2項目を踏まえ、議員間の討論、政策提案、一般質問をはじめ議会での活動に臨んだか。	
×		(コメント欄)		
第5条 (議会及び議員の研修)	◎		議会及び議員は、監視機能、政策提言機能等の向上のため、次に掲げることを行ったかを問います。	
	○		①各種研修会の開催とそこに参加する環境づくりをしたか。【議員自身】	
	△		②独自の調査・研究に取り組むなど、自己研さんに努めたか。【議員自身】	
	×		③議会は、情報収集に努め、他議会との情報交換の場づくりに取り組んだか。【議会の一員】	
◎		④情報収集や他議会との情報交換の場づくりに取り組み、参加したか。【議員自身】		
×		(コメント欄)		
第6条 (会派の結成)				
第7条 (市民への説明責任と情報の共有) 【議会の一員】	◎		①議会は、議会運営や政策立案等において、市民にわかりやすい説明に努めたか。	
	○		②議会は、市民にとって身近で参画しやすい議会を築くため、議会が得た情報は公開を基本とし、重要と判断した課題については、その論点を開示し、市民との共有を図ったか。	
	△		③議会は、各種会議を公開し、傍聴者へ審議資料を提供したか。	
	×		④議会は、議案に対する議員個々の賛否の表明と議決内容について定期的に公開したか。	
	◎		⑤議会は、議会人事についてその経過を公表したか。	
×		(コメント欄)		

条 項	自己評価	設 問
第8条 (議会広報の充実) 【議会の一員】	(コメント欄)	①議会は、市民への説明責任と情報公開のため、様々な情報伝達手段を活用したわかりやすい議会活動報告をしたか。
第9条 (市民参画及び市民との協働) 【議会の一員】		議会は、市民の声を市政に反映させるため、政策提案に際し、次に掲げることに取り組んだかを問います。
		①議会は、市民と意見交換の場を定期的に設けるとともに、パブリックコメントしたか。
		②議会は、市民との連携を深めるとともに、公聴会、参考人制度を活用したか。
		③議会は、請願・陳情を政策提言と受け止め、その提案者の説明を聞く場を設けたか。
	(コメント欄)	
第10条 (議会及び議員と市長等との関係)		議会及び議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）及びその補助職員は、対等の立場で緊張関係を保持し、活発な議論を展開するため、次に掲げることを行ったかを問います。
		①議会は、一般質問が、市民にわかりやすいものとなるよう、再質問以降を一問一答方式としたか。【議会の一員】
		②一般質問における質疑応答が、市民にわかりやすく、論点、争点を明確になるよう、再質問以降を一問一答方式としたか。【議員自身】
		③質問機会の拡大のために、市長に対する文書質問をしたか。【議員自身】
	(コメント欄)	
第11条 (政策形成情報の明示)		①議会は、政策立案等をする場合は、論点を明確にするため、本条第1項に掲げる6項目を基にした検討等をし、説明したか。【議会の一員】
		②議案審議、政策立案、一般質問等をする場合は、論点を明確にするため、本条第1項に掲げる6項目を基にした論点整理をした取り組みをし、説明したか。【議員自身】
		③委員会は、政策提案をする場合は、論点を明確にするため、本条第1項に掲げる6項目を説明したか。【委員会の一員】
	(コメント欄)	
第12条 (議決権の拡充)		
第13条 (討論の広場) 【議会の一員】		①議会は、議員間の自由討議の場と時間の確保に留意し、論議を進めたか。
		②議会は、市民の関心や参画の意欲が高まるように、明確でわかりやすい論議をしたか。
	(コメント欄)	
第14条 (議員間の協議の場の設置) 【議会の一員】		①議会は、議員個々の政策立案及び課題提起を議会意思として確立するための協議の場を設け、合意を得た事案を市長に提案したか。
	(コメント欄)	
第15条 (政務活動費の執行及び公開) 【議会の一員】		①議会は、登別市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例を遵守し、公開及び透明性を確保したか。
	(コメント欄)	
第16条 (議会事務局の体制整備)		
第17条 (議会図書室の設置)		
第18条 (議会改革の推進) 【議会の一員】		①議会は、その役割と責任を自覚するため、議会運営委員会において2年ごとに活動を検証するとともに、その課題を抽出し、議会改革を継続的に推進したか。
		②議会は、議会運営のルール等を定めた登別市議会会議規則及び登別市議会委員会条例等を不断に見直したか。
	(コメント欄)	
第19条 (議員の政治倫理) 【議員自身】		①登別市議会議員政治倫理条例を遵守し、人格と倫理の向上に努め、市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与したか。
	(コメント欄)	
第20条 (議員定数及び報酬) 【議会の一員】		①議会は、議員定数及び議員報酬の改正を検討するにあたり、幅広い市民の意見を参考にしたか。
		②議会は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、議員定数及び議員報酬を改正しようとするときは、改正理由を明らかにして、委員会又は議員から提案したか。
	(コメント欄)	
第21条 (最高規範性)		
第22条 (見直し手続き) 【議会の一員】		①議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、2年ごとに議会運営委員会で検討したか。
		②議会は、前項目による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じたか。
		③議会は、この条例を改正しようとするときに、市民への説明責任を果たすため、本会議において改正の理由等を詳しく説明したか。
	(コメント欄)	